

判決年月日	平成２６年１２月１７日	担当部	知的財産高等裁判所 第２部
事 件 番 号	平成２５年（ネ）第１００２５号		
○ 発明の名称を「金属製棚及び金属製ワゴン」とする特許権に基づく損害賠償請求につき，上記特許権は進歩性を欠くから無効とされるべきものであるとして，控訴人の請求を棄却した原判決を変更し，損害賠償を一部認めた事例。			

（関連条文）特許法７０条，１０２条２項，１０４条の３，２９条２項，民法７１９条

（関連する権利番号等）特許第４４７３０９５号，実開昭６２－８５１４０号公報，特開２０００－６０６５６号公報，米国特許明細書４３５１２４６号，実公昭５６－２７７９３号公報，実開昭５９－２００１４号公報，実公昭４１－２７７４号公報

本件は，発明の名称を「金属製棚及び金属製ワゴン」とする特許権を有する控訴人が，被控訴人らによる被控訴人製品の製造・販売等が本件特許権を侵害すると主張して，不法行為に基づき，損害賠償金の支払を求めた事案である。

原判決（大阪地方裁判所平成２３年（ワ）第１１１０４号平成２５年２月２８日判決）は，本件特許は，実開昭６２－８５１４０号公報に記載された発明から当業者が容易に想到できたものであるとして，被控訴人の特許法１０４条の３に基づく無効の抗弁を採用し，控訴人の請求を棄却した。

本判決は，本件特許は，実開昭６２－８５１４０号公報，実開昭５９－２００１４号公報，実公昭４１－２７７４号公報に記載された各発明から当業者が容易に想到できたものではないとして，特許法１０４条の３に基づく無効の抗弁をいづれも排斥した。

そして，被控訴人Ａが，被控訴人Ｂの営業力を背景として，被控訴人Ｂに被控訴人製品の全品を確実に買い取ってもらえるという信頼の下に，当該製品の製造を行い，他方，被控訴人Ｂも，被控訴人Ａの製造した製品を独占的に買い取ることで，商品供給を確実にするという関係から，被控訴人らの共同不法行為責任の成立を認めた。

特許法１０２条２項の損害算定については，限界利益説に立った上で，本件発明の効果から導かれる需要者に対する訴求力，他の金属製ワゴンの代替品・競合品非該当性を認める一方で，被控訴人製品の販売方法から導かれる固定化された

顧客層，被控訴人 B の営業力の強さを理由に，一部推定覆滅を認めた。